

佐賀県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十二月十八日から平成二十二年一月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	後 変 更 前 の 別
県道 池原古湯線	佐賀市富士町大字市川字溜 山二一番四地内	後 三三・二 一五・六
	佐賀市富士町大字市川字溜 山二一番四地内	前 二五・〇 一一・二
		幅員 メートル
		延長 メートル